

# Śamathadeva の俱舎論註 一根品 (3)<sup>1)</sup>—

本 庄 良 文

## [16] saumanasyavedaniyaṃ ca karma (45<sup>5</sup>, Tu 60b<sup>7</sup>)<sup>2)</sup>

旭雅は増舎卷十二、九丁(大2.607b「三痛」)を掲げ、PはさらにAN vol. IV, 382, SN vol. V, 211を示す。法幢は無言。Upはなぜか、上の引文を含まない、雑舎12(289)(大2.81c), SN XII, 61(1)“Assutavato”(vol. II. 94)に対応する経<sup>3)</sup>を引く。以下試訳。

舎衛国因縁<sup>4)</sup>。

ビクらはよ、愚かで、仏説を聞かぬ凡夫<sup>5)</sup>(Cf. AKBh 140<sup>15</sup>) [ら]は、[地、水、火、風の]四大から成る身体について、欲を離れ、自由となることはあつても、識(vijñāna)について、[欲を離れ、自由となることは]ありえない。なぜか。四大から成る身体には、永続もあるが、滅びもある<sup>6)</sup>[からだ]。

また同様に、この、心(citta)、意(manasa)、あるいは識<sup>7)</sup>と呼ばれるものについて、凡夫には、厭い、欲を離れ、滅ぼす、ということはない。なぜか。ビクらはよ、凡夫は日夜、常に[心、意、識]を護り、我がものとし、手中にし、取り込んで、「これこそが我である。これこそが、わが我である。」と[考える。だから]凡夫には、その[心、意、識]について、厭い、欲を離れ、滅ぼすということがない。

ビクらはよ、だれであれ、凡夫が、四大からなる身体を「我なり」と認める、この方がましであつて、識を「我なり」と認める方ではない。なぜか。四大からなる身体は、よく安んじられ、護られて、十年、二十年、三十年、四十年、五十年、あるいは百年の間、かの[心、意、識]よりもすぐれて持続するものであるが、心、意、識と呼ばれるそれぞれは、日夜、滅し、それぞれは、一瞬のうちに滅び、様々に生じ(utpadyamānam utpadyate)、滅ぶ(nirudhyamānam nirudhyate)[からだ]。ちょうど、猿<sup>8)</sup>が森のしげみを動きまわるとき、木の枝にぶら下り、その枝を手離しては、ふたたび別の枝にぶら下るように、心、意、識と呼ばれるそれぞれは、日夜、滅し、それぞれは一瞬のうちに滅び、様

々に、別のものとして生じ、滅する。

ビクラよ、その場合、仏説を聞く聖弟子は、縁起こそをよく心の中で吟味し、分析するのである。すなわち、「これあれば、かれあり。これ生ずれば、かれ生ず」[と、である]。

つまり、楽〔なる感〕受を享くべき触<sup>9)</sup>に依つて生じた楽〔なる感〕受、を感受するとき、かれは、楽受を感受しつつ、「私は楽受を感受している。」と如実に知る。さて、かの、楽受を享くべき触が滅すると、楽受を享くべき触に依つて生じた楽受は、滅し、寂し、静まり、消える。

楽受と同様に、苦受……喜受……憂受……。

捨受を享くべき触によつて生じた捨受を感受するとき、(以下同様)……静まり、消える。

かの〔聖弟子〕は、次のように考える。「これらの受の因は何か。何から生じ、何から現れ出るのか。」と。さらにかれは次のように考える。「これらの受は、触を因とし、触から生れ、触から現れ出る。それぞれの感受が生ずれば、それぞれの触が生じており(?)、それぞれの触が滅すれば、それぞれの受が滅し、寂し、静まり、消える。」と。

ビクラよ、このように見る聖弟子は、身体をも厭い、受、想、行、あるいは識をも厭い、離欲し、自由となり、解脱智見〔を得る〕。「わが生は尽きたり。梵行は行ぜられたり。なすべきことはなし了えたり。われは、この生存より他の、いかなる生存をも知るることなからん。」と。

### [17] *katham idāniṃ puruṣās ta ucyante*<sup>10)</sup> (46<sup>28</sup>, Tu 62a<sup>3</sup>)

法幢、西は、中舎 28「瞿曇弥経」(大 1.607b) を、P は *Vibhaṅga* p. 336 を示す。ところが *Up* は、

「それでは、どうして彼らが男と呼ばれるのか」以下は、どこで説かれるか。「多界経」すなわち、分別品 (*Vibhāgasamgraha*) の末尾においてである。これ〔について〕は、第一俱舎処 (界品) の、「同様に、多界経においても (*evam Bahudhātuke 'pi: AKBh 18'*)」という〔本文〕に関して記した如くを見よ (= Tu 35a<sup>9</sup>)。

と述べる。桜部教授はすでに、*Up* 依用の中舎と漢訳中舎の親近性を論じておられる<sup>11)</sup>が、この箇処はかえつて、漢訳中舎以外の伝承が *Up* に合致する。すな

わち, *MN* No. 115 “Bahudhātukasutta” (vol. III. 65/66), 『仏説四品法門經』(大 17.713b), 藏訳『多界經』(Pek. No. 963, Lu 329a<sup>6</sup>, 影印版 vol. 12) には, 「女人は梵天になれない」とあるのに, 漢訳中舎の「多界經」のみには, この句がない。

[18] āghātavastv-abhāvāc ca (46<sup>27</sup>, Tu 62a<sup>4</sup>)

これは引用經典ではない。Śamathadeva が(經典をして本論を註釈せしめる)例がここにある<sup>12)</sup>。P のみが, *DN* vol. III. 262<sup>25</sup>, *AN* vol. IV. 408<sup>8</sup>, *AN* vol. V, 150 を示す。*DN* vol. III, 289 (Dasuttarasuttanta) を付加しうる (Cf. “*Gradual Sayings*” vol. IV. 275 nt 1)。

*Up* は, āghātavastu (怒りの対象, Cf. *Yaś* 109<sup>25</sup>) については, 複数の經典において説かれると言つた上で, “六經 (?=mdo drug pa) の第一經” を引く。引用のあと, 「これらの hānabhāgiya (?=ñams paḥi cha) は, きわめて災あるものとして『十上經』<sup>13)</sup> (Daśottarasūtra) に明解に説かれている。」とも言う。經典部分を以下に紹介する。

九つの法が hānabhāgiya(?) である。[九つとは何か。] 九つの怒りの対象である。すなわち——

私に対してあの者は, 不利益を望み, ためにならぬことを望み, 安樂を望まず, 安樂の境地<sup>14)</sup> (reg pa gnas pa) を望まず, 安泰 (yogakṣema)<sup>15)</sup> を望まない。このことによつて私に (1) かつて害をなし, (2) 現に害をなし, (3) 今後害をなすであろう——と考へて, その者に怒りを発する。

私に利益を望み, ためを思い, 安樂を樂み, 安樂の境地を望み, 安泰を望んでくれる人に対してあの者は, 利益を望まず, ためを思わず, 安樂を望まず, 安樂の境地を望まず, 安泰を望まない。このことによつてその [友] 人に (4) かつて害をなし, (5) 現に害をなし, (6) 今後害をなすであろう——と考へて, 怒りを発する。

私に対して利益を望まず, ためを思わず, 安樂を望まず, [安樂の境地を望まず,] 安泰を望まぬような人に, あの者は, 利益を望み, ためを思い, 安樂を望み, 安樂の境地を望んでいる。[そのことによつて] か [の敵] に益を (7) かつてなし, (8) 現になし, (9) 今後なすであろう——と考へて, その者に怒りを発する。

[19] *sūtre 'py uktaṃ: ye 'pi te bhikṣavaḥ śāntā vimokṣāḥ* (48<sup>a</sup>, Tu 63b<sup>a</sup>)

法幢、西は雑舎 14 (347) (大 2.97a) を掲げ、P は、*SN XII, 70* (vol. II. 123) を示して、*Yas.* 111<sup>a</sup> 以下を引用する。*Up* は、上とは全く別の經典を引くが、漢巴資料に対応箇所を見出し難い。また、*AKBh* 435<sup>a</sup> にこの經文が引かれており<sup>16)</sup>、それに対して *Up* (Thu 116a<sup>2</sup>) は、以下のように述べる。

中阿舎の第七撰頌後半の、*ba laṅ skyoṅ* 經に説かれている。また、三昧相應の、*kāya-smṛtyupasthāna-paryāya-vyākhyāna* の第二撰頌の第九經にも説かれている。まさにこの第二俱舎処の根を解説するところで、「色界においては六 [根が獲られる]。(AK II 14d)」と説かれている。[その箇所について記したところを見よ。]

- 
- 1) (1) (2) は、それぞれ、『印仏研』28-1, 昭 54. 12; 『仏教論叢』24 所収。
  - 2) プラダン本頁、行; 北京版葉數、表・裏、行。
  - 3) *AKBh* 229<sup>10</sup> に引用される。これについて *Up* は無言。
  - 4) 雑舎よりも Pāli に合致。
  - 5) 以下、「凡夫」と略す。
  - 6) *mnam par ḥjog daṅ ṅams par mthoṅ*; 雑舎: 有増有減, 有取有捨; Pāli: *ācayo pi apacayo pi, ādānaṃ pi nikkhepanaṃ pi*。
  - 7) 三者は同義語。Cf. *AK II. 34*。
  - 8) Cp *Thag* 126, 1111.
  - 9) “~vedanīya- sparśa-” をひとまずこう訳す。
  - 10) “*asthānam anavakāśo yat strī.....(AKBh 46<sup>24</sup>)*” についての記述ながら、*Up* はこの文を引く。
  - 11) 「シャマタデーブの依用する中阿舎について」(『山口博士還暦記念論叢』)。
  - 12) たとえば、根品の通し番号 [1], [8], [9] が同様の例である。
  - 13) 山田竜城『梵記仏典の諸文献』p. 47 参照。
  - 14) Pāli: *phāsuviḥāra*. Cf. “*Deux études de Moyen-Indien*,” C. Caillat, *JA* 1960.
  - 15) K. R. Norman, “*The Elders' Verses I*,” p. 128, *Thag* 32 に対する note 参照。
  - 16) これに対して法幢、西は、中舎 23 「周那問見經」(大 1.573c) を掲げる。

(仏教大学仏教文化研究所助手)